

第2 百貨店等に対する防火安全対策

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場（以下「百貨店等」という。）については、次に定めるところにより指導するものとする。

1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 百貨店等で階数が3以上（地階を含む）で、かつ、延べ面積が3000㎡以上のものの、又は延べ面積が6000㎡以上のものの。
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、百貨店等の用途に供する部分の階数が3以上（地階を含む）で、かつ、当該部分の床面積の合計が3000㎡以上のもの、又は百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が6000㎡以上のもの。

2 指導事項

(1) 出火防止対策

- ① 喫煙、危険物品の持ち込み及び裸火の使用については、条例第24条の規定に基づくこと。
- ② 放火防止対策として、商品による死角を極力少なくするとともに、巡回の強化やモニターテレビの設置などの監視体制を強化する等の対策を講じること。

(2) 初期消火、通報及び避難誘導等に係る防火管理体制の充実

- ① 火災が発生した場合、設置されている消防用設備等を使用して有効に初期消火ができるよう日頃から消火訓練に努めること。
- ② 従業員（正社員、パート社員、派遣社員等）の形態に応じた、きめ細かな役割分担等を明確にし、消火、通報及び避難誘導体制の充実を図ること。

なお、避難誘導体制については、次によること。

ア 避難誘導員を各階の避難階段毎又は方面毎に指定しておくこと。

イ 避難誘導に使用するため、携帯用の照明器具及び拡声器を各階2個以上設置し、その設置場所には、非常用照明器具等の設置場所である旨の標識を設けること。

なお、法第8条の2の5に規定する自衛消防組織の装備として設置する携帯用の照明器具及び拡声器は、これを兼用することができるものとする。

(3) 延焼防止対策

① 防火区画等

ア 売場とストックヤード部分を防火区画すること。

イ エスカレーター周囲の防火（堅穴）区画については、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合は、閉鎖障害を防止のため、区画の外側に手摺等又はガラススクリーン（網入りガラス等）を併設すること。

ウ 売場内の排煙については、面積区画ごとに排煙ダクト系統を堅ダクトまで独立させることが望ましい。

(4) 避難、消火活動対策

① 避難経路の確保

避難通路等の取り扱い、避難施設の管理及び防火設備の管理については、条例第38条、第38条の2、第40条及び第41条の規定に基づき体制の確立を図ること。

② 消防隊進入口等の維持管理の徹底を図ること。

(5) その他

① 災害活動用の図面の常備

避難用施設及び消防用設備等を記入した各階平面図を、災害時の活動用として2部以上、防災センター、守衛室等常時人がいる場所に常時備えておくこと。

② 標識の表示方法（別図参照）

ア 主要避難通路（床面表示については、当該通路が明確な場合は除くことができる。）

イ 防火戸（くぐり戸）

ウ 防火戸（シャッター）降下位置

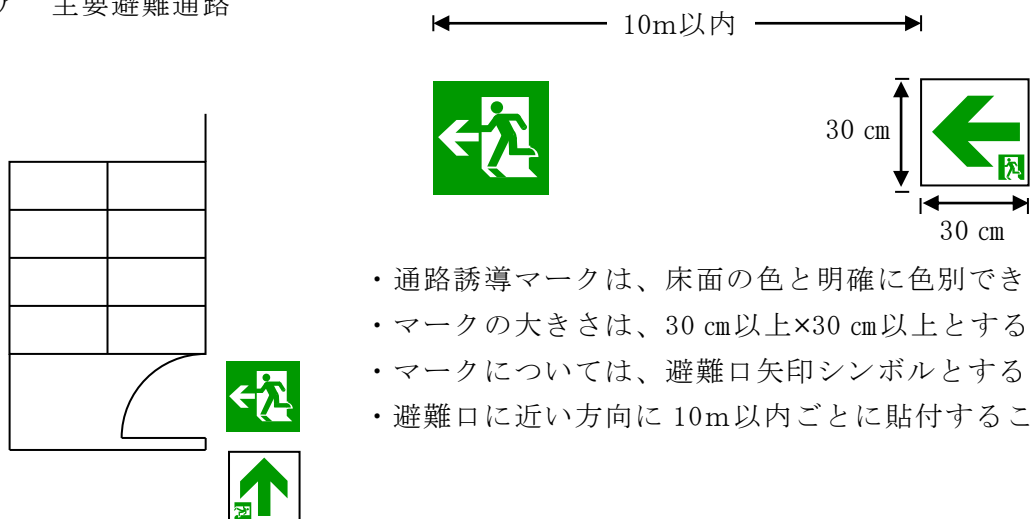
エ 屋内消火栓箱（補助散水栓）及び避難器具格納箱

(6) 液化石油ガスの持込み及び使用の制限

地階においては、液化石油ガスの持込み及び使用をしないこと。

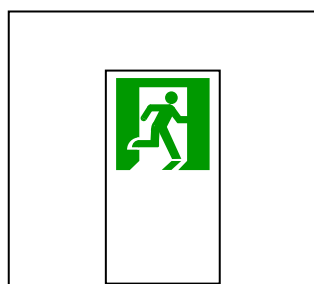
【別図】

ア 主要避難通路



- ・通路誘導マークは、床面の色と明確に色別できること。
- ・マークの大きさは、30 cm以上×30 cm以上とすること。
- ・マークについては、避難口矢印シンボルとすること。
- ・避難口に近い方向に10m以内ごとに貼付すること。

イ 防火戸（くぐり戸）



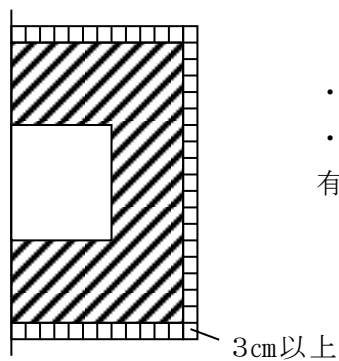
- ・表示については、避難口シンボル又は誘導標識とすること。
- ・避難階にあっては、階段室側に表示すること。

ウ 防火戸（シャッター）降下位置



- ・色は床の色と明確に色別できるものとする。

エ 屋内消火栓箱等及び避難器具格納箱



- ・色は床の色と明確に色別できるものとする。
- ・屋内消火栓及び避難器具を使用するに必要な広さを有すること。

【参考】

百貨店等の防火安全に関する条例の運用等

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の防火安全に係る条例及び予防規程の運用基準については、次に定めるところによる。

1 百貨店等の指定場所における喫煙等の制限（条例第24条）

「喫煙等に係る事務の処理要綱」の制定について（平成6年3月31日付け消予第807号）に基づき運用するもの。

2 避難通路等について（条例第38条）

（1）避難通路等の取扱い

- ① 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。
- ② 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。
- ③ 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じるものであること。
- ④ 食堂の厨房及びストック場は売場には含まれないものであること。
- ⑤ 避難口は次に掲げるものであること。
 - ア 避難階の屋外へ通じる出入口
 - イ 直通階段への出入口（避難階を除く。）
 - ウ 隣接建築物への連絡通路の出入口
 - エ 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

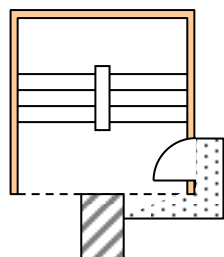
（2）主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

- ① すべての避難口は、主要避難通路が設けられていること。
- ② 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。
 - ア 一の避難口において複数の出入口がある場合（第4-1図参照）

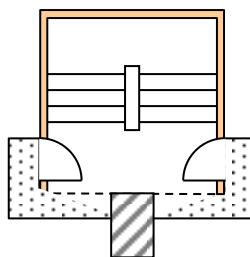
主要避難通路は一時的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、袖扉等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。

例1



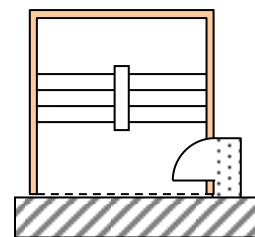
主要避難通路

例2



補助避難通路

例3



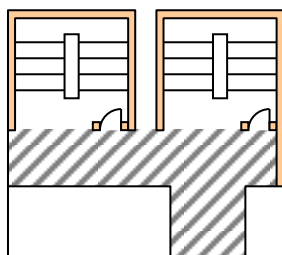
避難動線

第4-1図

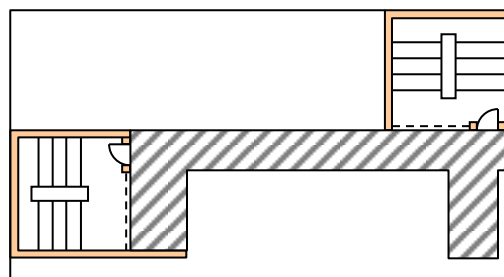
イ 避難口が隣接している場合は原則として次により保有すること。

(第4-2図参照)

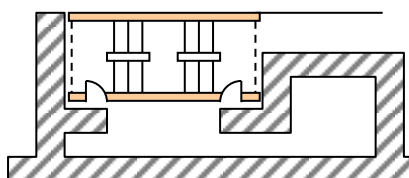
例1



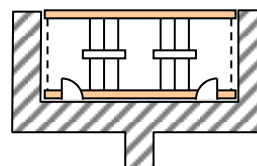
例2



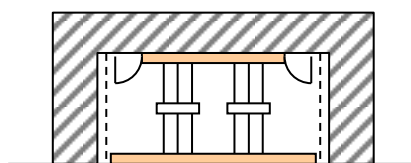
例3



例4



例5



第4-2図

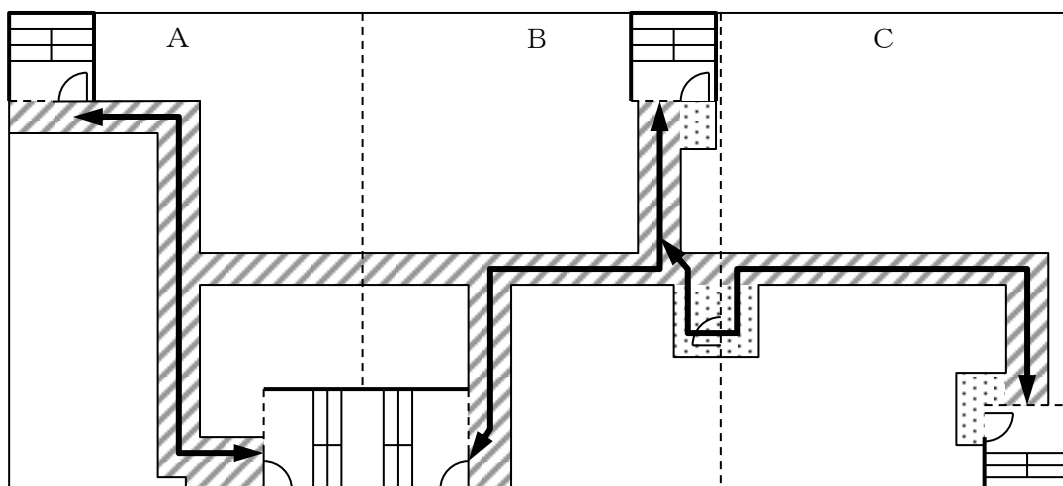
ウ 防火区画（建基令第112条第1項に規定する防火区画をいう。）されている階における避難通路の保有は次によること。（第4-3図参照）

（ア） 防火区画内で二方向避難できる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに二方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする。

（イ） 防火区画内で二方向避難できない場合

階全体の主要避難通路が防火区画シャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両側に保有するものとする。

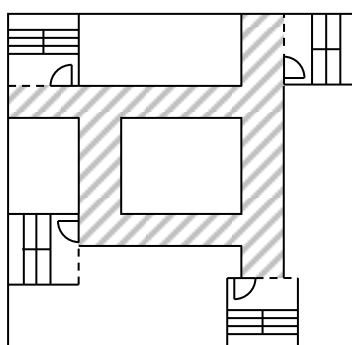


第4-3図

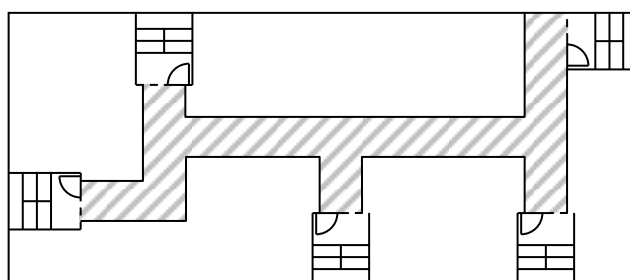
エ 主要避難通路の配置は、ループ状又は棒状とすることが望ましいものであるが、その判断は、次の条件によること。(第4-4図参照)

① 売場の形態 ② 売場の規模 ③ 避難口の位置 ④ 売場のレイアウト

例1



例2



第4-4図

3 屋上広場の管理について(条例第38条第3項)

建基令第126条及び条例第38条第3項に規定する避難用屋上広場の管理は、次に掲げるところによること。

- (1) 避難の障害となる建築物又は工作物等の部分については、屋上広場の算定から除く。
- (2) 屋上広場には、直通階段(建基令第120条に定める直通階段で、屋上に通ずる屋外階段、屋内避難階段、特別避難階段)に通ずる幅員1.6m以上の避難通路を設けること。

※ 建基令第126条第2項の屋上広場は、5階以上の階で床面積が最大の階の1/2以上の広さとする。

4 避難経路図の掲出等(条例第38条の2)

(1) 掲出場所

- ① 階段、エレベーターホール、エスカレーターホール、売場、喫煙所等人の目にふれやすい場所に掲出すること。

- ② 前①の場所に階ごとに掲出すること。なお、複合用途防火対象物にあつては、当該用途が存する部分とする。

(2) 記載事項

- ① 避難施設及び避難器具等の設置位置（器具名を併記）
- ② 避難経路（2方向以上）
- ③ 避難経路及び消防用設備等は、シンボルマークで統一し避難経路のみ赤で記入すること。

(3) 規格等

- ① 材質は、難燃材料以上とし、破損又は汚損のおそれのあるものは保護のための措置をすること。
- ② 規格について、日本産業規格A3版以上とすること。

5 避難施設の管理（条例第40条）

条例第40条に規定する避難施設の管理については、次の各号に定めるところによること。

(1) ショッピングカート等の管理は、次によること。

- ① ショッピングカート等は、避難の支障とならない範囲で、必要最小限の個数に制限すること。
- ② ショッピングカート等は、保管場所を定め、常に整理し、避難の支障にならないように管理すること。

(2) 階段室には、前2.(2)に定める喫煙所を設ける場合を除き原則物件を置かないこと。

6 防火設備の管理（条例第41条）

条例第41条に規定する防火設備の管理は、次の各号に定めるところによること。

- (1) エスカレーター区画内には、延焼媒介となる可燃物品を置かないこと。
- (2) 防火設備の閉鎖障害及び延焼防止のため、商品等の物件は、防火戸から20 cm以上の距離を保つこと。